

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

○東京都職員の退職管理の運営等に関する規則の一部を改正する規則……………(総務局人事課)……………一

告示

○国土調査としての指定……………一
……(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)……………一

○国民健康保険組合規約の一部変更認可……………一
……(保健医療局保健政策部国民健康保険課)……………一

○知事指定薬物の指定失効……………二
……(保健医療局健康安全部業務課)……………二

○都道の区域変更(二件)……………三
……(建設局道路管理部路政課)……………三

○河川区域の変更による廃川敷地等……………七
……(建設局河川部指導調整課)……………七

規則(教)

○教職調整額に関する規則の一部を改正する規則……………八

○指導力不足等教員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則……………八

規則(人)

○公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則……………八

○東京都職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則……………八

告示(公)

○技能検定員審査の実施……………九

○教習指導員審査の実施……………一〇

○警備員指導教育責任者講習の実施……………一二

規程(交)

○東京都電車、乗合自動車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーと東日本旅客鉄道株式会社鉄道線等との連絡運輸に関する規程の一部を改正する規程……………三
○東京都地下高速電車連絡運輸規程の一部を改正する規程……………三

○東京都地下高速電車と東京地下鉄株式会社線等との一日乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程……………五

○東京都地下高速電車と東京地下鉄株式会社線との時間制乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程……………七

公告

○都市計画の図書の縦覧(二件)……………九

……(都市整備局都市づくり政策部都市計画課)……………九

○都市計画事業の施行……………三

……(都市整備局市街地整備部企画課)……………三

○市街地再開発組合の理事長の住所の変更……………三

……(都市整備局市街地整備部再開発課)……………三

規則

東京都職員の退職管理の運営等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月十三日

東京都知事 小池 百合子

東京都規則第二十二号

東京都職員の退職管理の運営等に関する規則の一部を改正する規則

東京都職員の退職管理の運営等に関する規則(平成二十八年東京都規則第七十三号)の一部を次のように改正する。

別表中「公益財団法人東京しごと財団」を「公益財団法人東京しごと財団」に、「地方公共団体金融機構」を「地方公共団体金融機構」に改める。

地方公共団体情報システム機構」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

東京都告示第二百五十八号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条第三項の規定に基づき、次のとおり国土調査(地籍調査)として指定をしたので、同条第五項の規定により告示する。

令和八年三月十三日

東京都知事 小池 百合子

一 国土調査指定年月日 令和八年二月十六日

二 調査を行う者の名称 足立区

三 調査地域 足立区神明二丁目の一部

四 調査期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

東京都告示第二百五十九号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第二

十七条第二項の規定により、東京都弁護士国民健康保険組合規約の一部変更について認可したので、国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号)第七条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年三月十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 変更事項

組合の地区に係る事項

二 変更内容

組合の地区に北海道檜山郡厚沢部町を加える。

三 規約の変更の認可の年月日

令和八年二月十七日

●東京都告示第二百六十号

東京都薬物の濫用防止に関する条例(平成十七年東京都条例第六十七号)第十三条第一項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年三月十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 失効する知事指定薬物の名称

別表のとおり

二 失効の理由

当該知事指定薬物は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(令和八年厚生労働省令第二十号)の施行により、医薬品、医療

機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四百十五号)第二条第十五項に規定する厚生労働大臣の指定薬物に指定されるため

三 失効年月日

令和八年三月十四日

四 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

【別表】

	化学名	通称名
(1)	(8R)-N,N-ジエチル-6-メチル-1-[4-(トリメチルシリル)ベンゾイル]-9,10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類	1SB-LSD
(2)	1-[1-(3-クロロフェニル)シクロヘキシル]ピペリジン及びその塩類	3Cl-PCP、 3-Chloro-PCP
(3)	4-メチル-1-(2-メチルフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン及びその塩類	2me-PiHP、2me-PHiP、 2-methyl- α -PiHP、 2-methyl- α -PHiP
(4)	プロパン-2-イル 1-(1-フェニルエチル)-1H-イミダゾール-5-カルボキシラート及びその塩類	Isopropoxate

別図

都道府中調布線区域変更略図

府中市八幡町一丁目～八幡町三丁目

延長 七七九・九三メートル
 面積 一一八・七五平方メートル

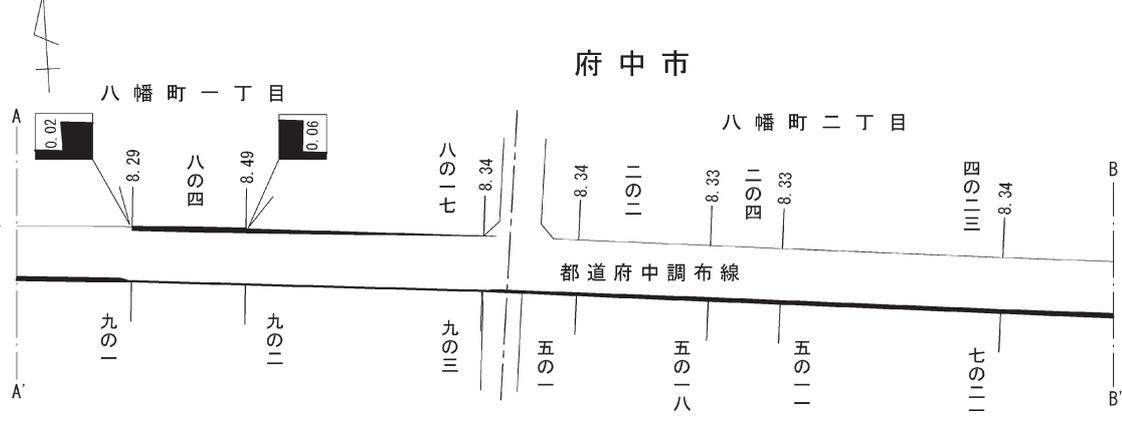
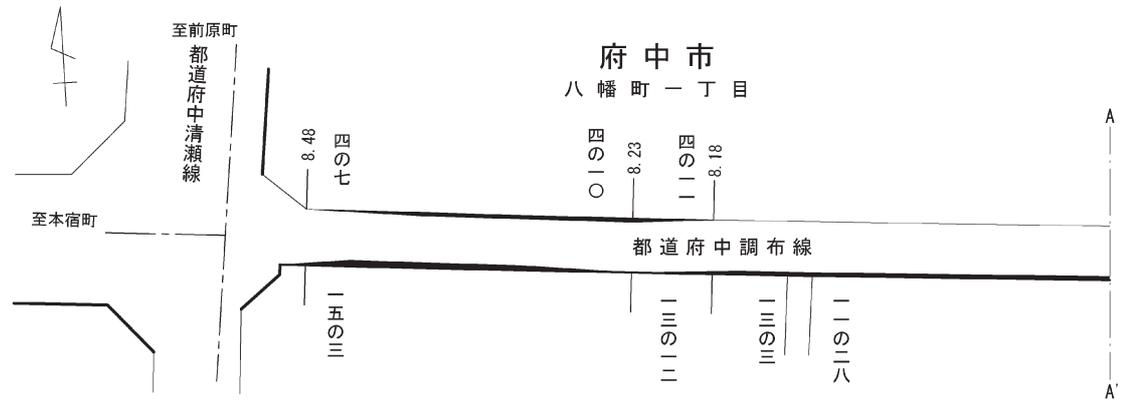
一般国道
 都道
 市道
 編入区域

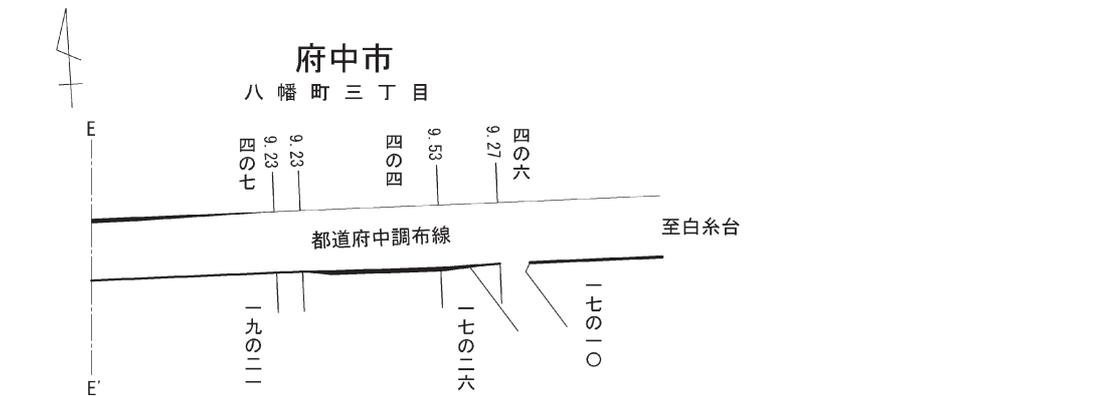
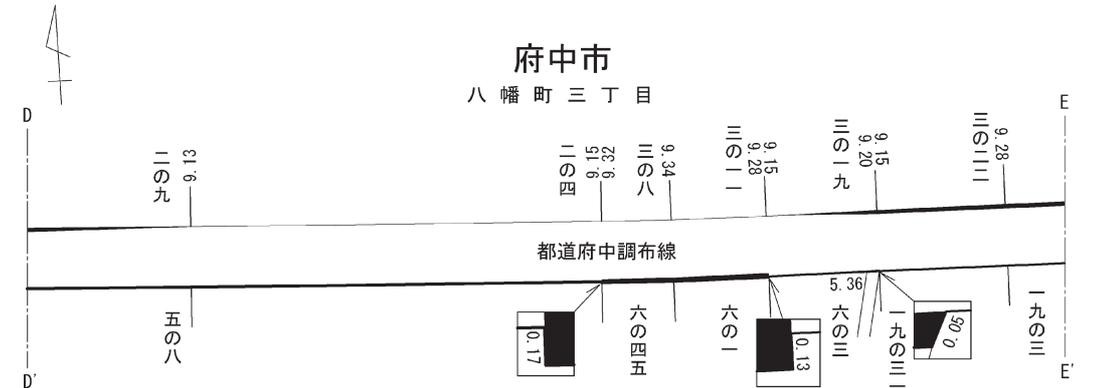
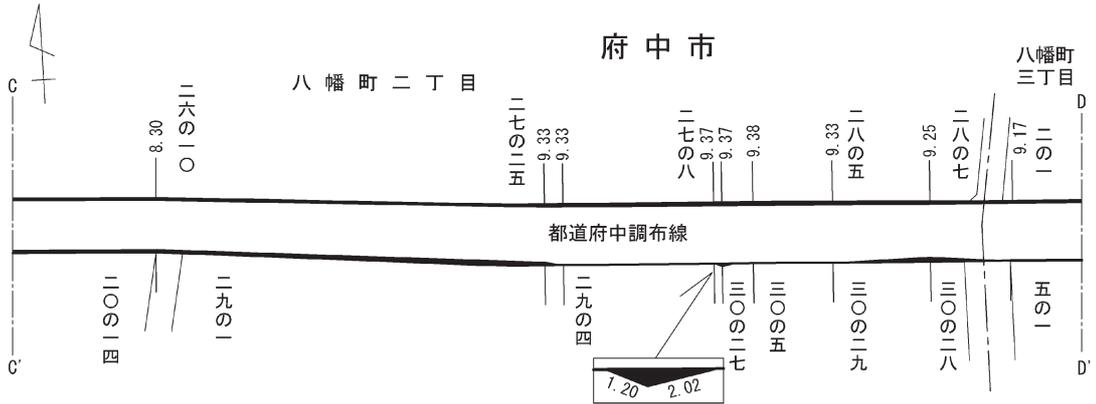
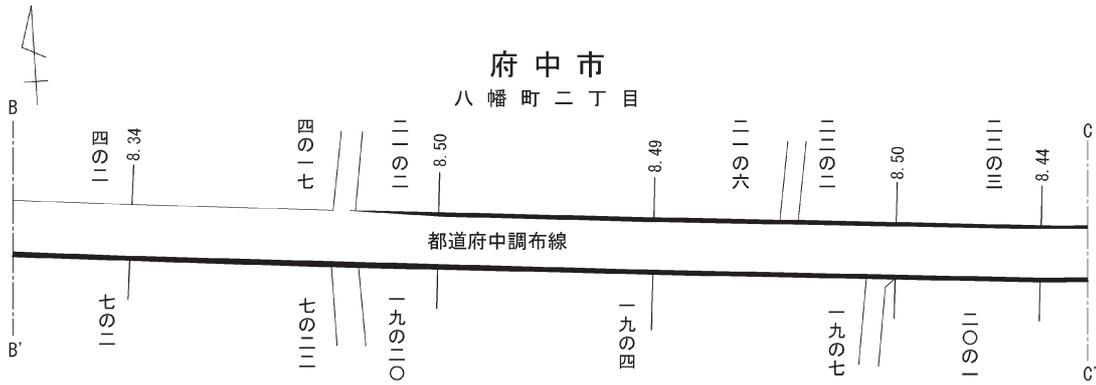


●東京都告示第二百六十一号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項
 の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年三月十三日から起算して二週
 間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
 令和八年三月十三日
 東京都知事 小池百合子

一 路線名 府中調布
 二 変更の区間 府中市八幡町一丁目十五番三地先から同
 市八幡町三丁目十七番十地先まで
 三 変更の概要 別図表示のとおり

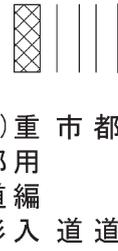




別図

都道府中清瀬線区域変更略図

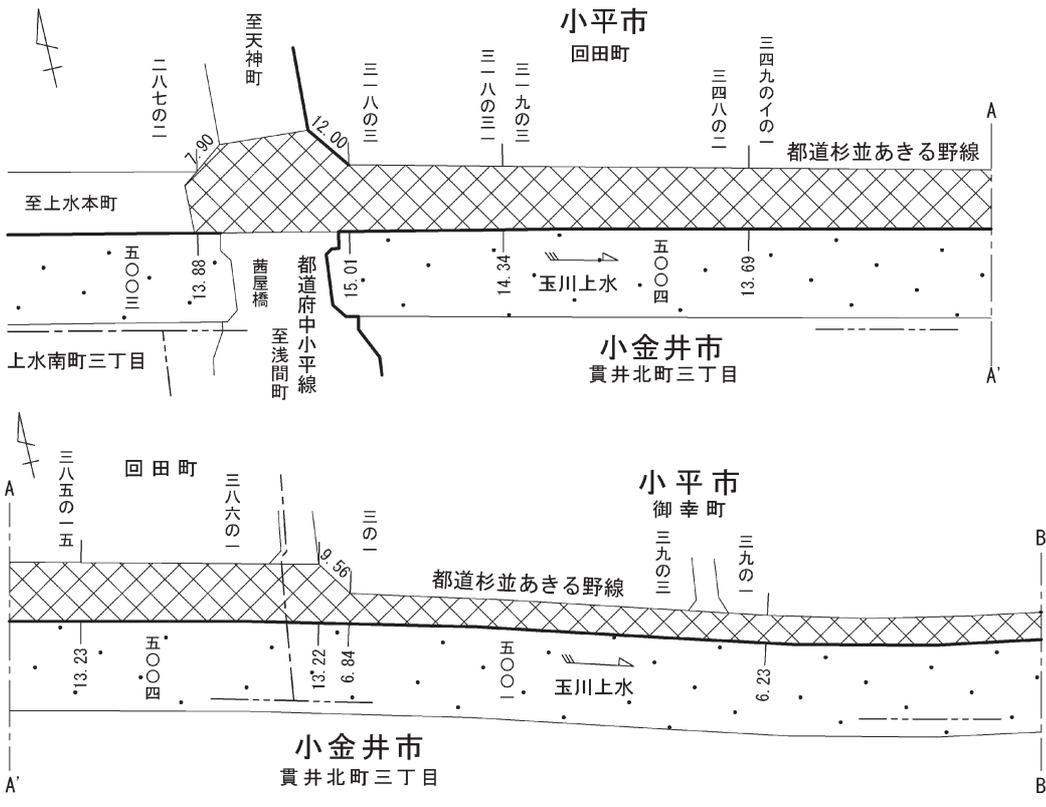
小平市回田町、御幸町



- (1) 重用編入区域
都道杉並あきる野線と
の重用編入
面積
七〇四・一八四
平方メートル
- (2) 都道府中
延長
七三〇・八〇
メートル



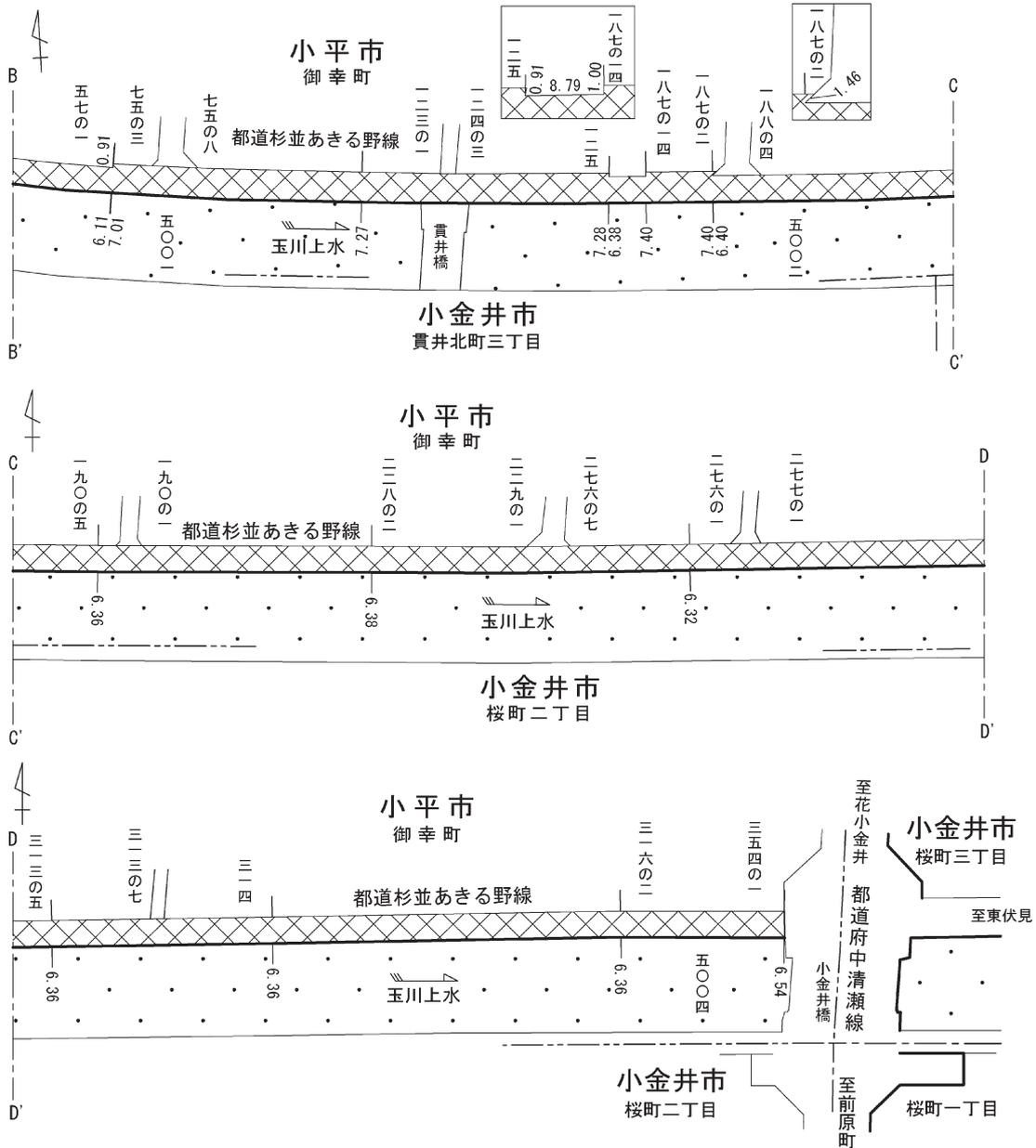
(1) 都道杉並あきる野線との重用



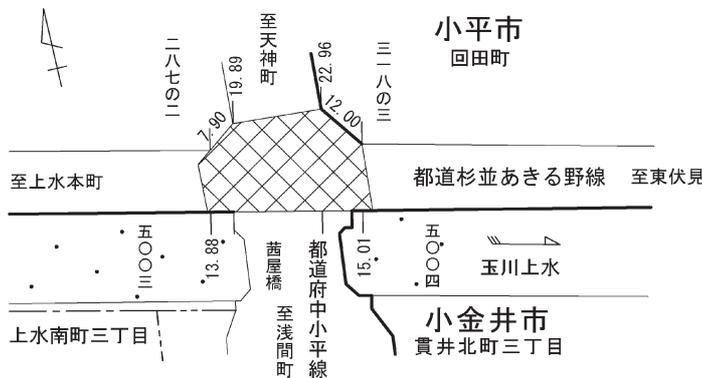
●東京都告示第二百六十二号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項
の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年三月十三日から起算して二週
間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
令和八年三月十三日
東京都知事 小池百合子

一 路線名 府中清瀬
二 変更の区間 小平市回田町二百八十七番二地先から同
市御幸町三百五十四番一地先まで
三 変更の概要 別図表示のとおり



(2) 都道府中小平線との重用



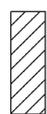
案内図



別図

多摩川水系一級河川三沢川廃川箇所図

稲城市大字百村地内



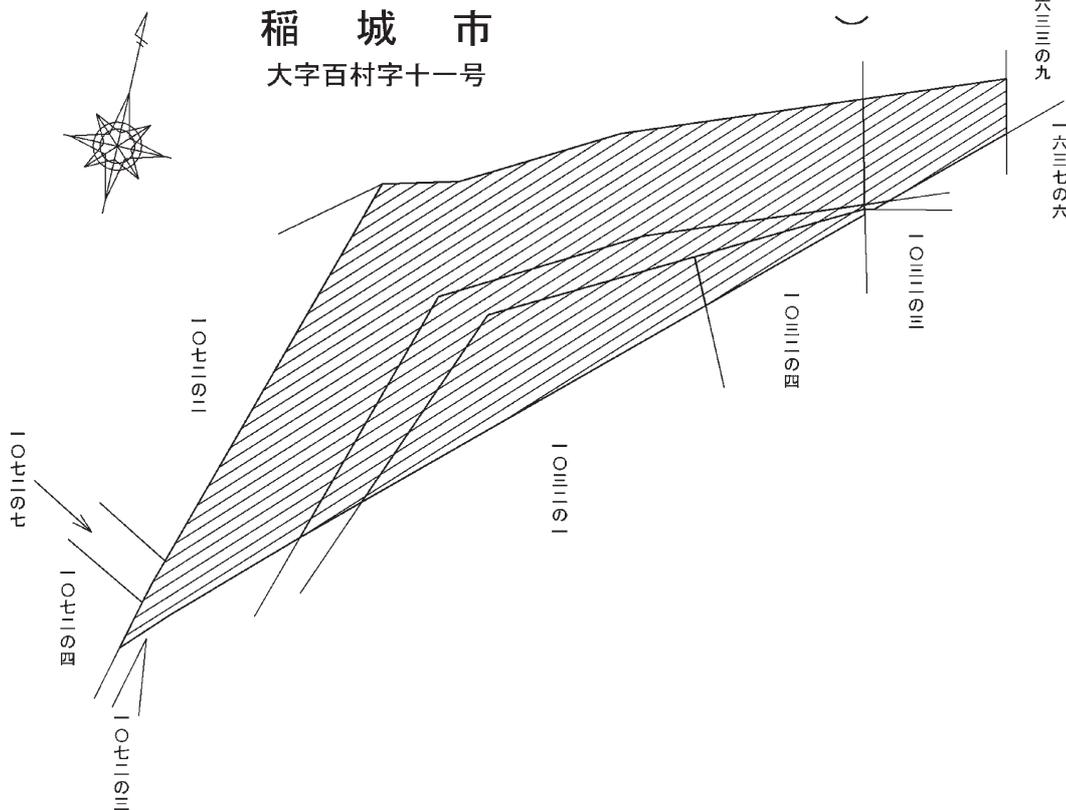
廃川敷地等

(河川管理施設を含む。)

廃川面積

五六九・〇三平方メートル

稲城市
大字百村字十一号



●東京都告示第二百六十三号
 河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法
 施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定に基
 づき、次のとおり告示する。
 なお、関係図書は、令和八年三月十三日から起算して二

- 週間東京都建設局河川部において一般の縦覧に供する。
 令和八年三月十三日
 東京都知事 小池百合子
- 一 河川の名称
 多摩川水系一級河川三沢川
 - 二 廃川敷地等が生じた年月日

- 三 令和八年三月十三日
 廃川敷地等の位置
 稲城市大字百村字十一号千七十二番四地先から同所千
 六百三十三番九地先まで
- 四 廃川敷地等の種類及び数量
 別図表示のとおり

規則(教)

教職調整額に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月十三日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第三号

教職調整額に関する規則の一部を改正する規則

教職調整額に関する規則(昭和四十七年東京都教育委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第七条第一項第三号」を「第七条第一項第二号」に改める。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

指導力不足等教員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月十三日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第四号

指導力不足等教員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

指導力不足等教員の取扱いに関する規則(平成十四年東京都教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「係る」の下に「主務教諭、」を加え、同条第三項中「教員とは」の下に「教員(主務教諭を除く。ののうち)」を加える。

第六条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 申請者は、分限休職、育児休業、妊娠出産休暇、病気休暇等の事由により、指導が不適切である教員に対して指導改善研修を十分に実施できない場合、第三条の規定に準じて指導改善研修の中止の申請をすることができる。

第七条第一項第二号を削り、同項中第三号を第二号とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「第一項の」を「第一項及び第二項の」に、「第一項第三号」を「第一項第二号及び第二項第二号」に、「審査対象者」を「審査対象者等」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、「申請者及び審査対象者」を「申請者並びに審査対象者及び中止対象者(以下「審査対象者等」という。)」に、「審査対象者」を「審査対象者等」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 教育委員会は、前条第三項に規定する申請に係る指導が不適切である教員(以下「中止対象者」という。)について、指導の改善の程度に関する認定を行った上で、次の各号のいずれかに掲げる決定を行う。

- 一 中止後、改めて指導改善研修を実施することにより、改善が見込まれると認定すること。
- 二 研修等必要な措置が講じられたとしてもなお児童等に対する指導を適切に行うことができないと認定すること。

第八条第一項中「前条第一項第三号」を「前条第一項第二号及び第二項第二号」に改める。

第九条第二項第一号中「第一項」の下に「及び第二項」を加える。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

規則(人)

公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月十三日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第三号

公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する規則(平成十四年東京都人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「公益財団法人東京しごと財団」を「公益財団法人東京しごと財団」に、「地方公共団体金融機構」を「地方公共団体金融機構」に改める。

「地方公共団体金融機構」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月十三日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第四号

東京都職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

東京都職員の退職管理に関する規則(平成二十八年東京都人事委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。別表第一中「公益財団法人東京しごと財団」を「公益財団法人東京しごと財団」に、「地方公共団体金融機構」を「地方公共団体金融機構」に改める。

「地方公共団体金融機構」を「地方公共団体情報システム機構」に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

告示(公)

●東京都公安委員会告示第91号

技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第1条の規定に基づき技能検定員審査を実施するので、規則第2条の規定により次のとおり告示する。

令和8年3月13日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

記

1 審査の種類

- (1) 大型自動車第二種免許技能検定員審査

- (2) 中型自動車第二種免許技能検定員審査
- (3) 普通自動車第二種免許技能検定員審査
- 2 審査を受けようとする者の資格

次に掲げる技能検定員審査の種類に応じた書類を提示できる者

- (1) 大型自動車第二種免許技能検定員審査
- 大型自動車第二種免許に係る運転免許証(以下「免許証」という。)又は当該免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カード及び技能検定員資格者証(大型)
- (2) 中型自動車第二種免許技能検定員審査

- 大型自動車第二種免許若しくは中型自動車第二種免許に係る免許証又は当該免許情報が記録された免許情報記録個人番号カード及び技能検定員資格者証(中型)又は道路交通法施行令の一部を改正する政令(平成17年政令第183号)附則第4条第1項の規定により中型自動車免許に係る技能検定員資格者証とみなされる技能検定員資格者証(大型)
- (3) 普通自動車第二種免許技能検定員審査

大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許若しくは普通自動車第二種免許に係る免許証又は当該免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カード及び技能検定員資格者証(普通)

3 審査項目及び審査細目

- (1) 技能検定に関する技能
- ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能
- イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能
- (2) 技能検定に関する知識

ア 道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識

- イ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識
- 4 審査細目の免除
- 規則第17条第1項各号又は第3項各号のいずれかの規定に該当する者

5 審査の日時及び場所

- (1) 日時
- 令和8年4月15日(水曜日)
- 時間については申請書提出時に指定する。

(2) 場所

警視庁運転免許本部運転者教育課(品川区東大井一丁目12番5号)

6 申請手続

- (1) 申請書類
- ア 申請書(規則別記様式第1号の審査申請書とする。)
- イ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルのもの)
- ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面
- (2) 受付日時
- 令和8年3月26日(木曜日)及び同月27日(金曜日)の午前9時30分から午後4時まで
- (3) 受付場所

警視庁運転免許本部運転者教育課

(4) 申請に関する注意事項

ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和8年3月16日(月曜日)から配布する。ただし、日曜日及び土曜日並びに東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第10号)第1条第1項に掲げる休日を除く。

イ 写真は、申請書に貼り付けること。

ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。

エ 免許証又は免許情報記録個人番号カード及び技能検定資格者証を提示すること。

7 審査手数料

22,200円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例(平成12年東京都条例第99号)別表第2の1の項備考2に規定する額を減額する。

8 携行品

(1) 免許証又は免許情報記録個人番号カード

(2) 筆記用具(黒色又は青色のボールペン)

9 合格証明書の交付

合格者には、規則別記様式第2号の技能検定員審査合格証明書を交付する。

10 問合せ先

警視庁運転免許本部運転者教育課

電話 03(3581)4321 内線7251-5276

●東京都公安委員会告示第92号

技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第10条第1項の規

定に基づき教習指導員審査を実施するので、同条第2項において準用する規則第2条の規定により次のとおり告示する。
令和8年3月13日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

記

1 審査の種類

(1) 大型自動車第二種免許教習指導員審査

(2) 中型自動車第二種免許教習指導員審査

(3) 普通自動車第二種免許教習指導員審査

2 審査を受けようとする者の資格

次に掲げる教習指導員審査の種類に応じた書類を提示できる者

(1) 大型自動車第二種免許教習指導員審査

大型自動車第二種免許に係る運転免許証(以下「免許証」という。)又は当該免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カード及び教習指導員資格者証(大型)

(2) 中型自動車第二種免許教習指導員審査

大型自動車第二種免許若しくは中型自動車第二種免許に係る免許証又は当該免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カード及び教習指導員資格者証(中型)又は道路交通法施行令の一部を改正する政令(平成17年政令第183号)附則第4条第1項の規定により中型自動車免許に係る教習指導員資格者証とみなされる教習指導員資格者証(大型)

(3) 普通自動車第二種免許教習指導員審査

大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許若しくは普通自動車第二種免許に係る免許証又は当該免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カード及び教習指導員資格者証(普通)

3 審査項目及び審査細目

(1) 教習に関する技能

ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能

イ 技能教習(自動車の運転に関する技能の教習をいう。)に必要な教習の技能

(2) 教習に関する知識

道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識

4 審査細目の免除

規則第17条第1項各号又は第5項各号のいずれかの規定に該当する者

5 審査の日時及び場所

(1) 日時

令和8年4月15日(水曜日)

時間については申請書提出時に指定する。

(2) 場所

警視庁運転免許本部運転者教育課(品川区東大井一丁目12番5号)

6 申請手続

(1) 申請書類

ア 申請書(規則別記様式第1号の審査申請書とす

<p>る。) イ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルのもの) ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面</p> <p>(2) 受付日時 令和8年3月26日(木曜日)及び同月27日(金曜日)の午前9時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 受付場所 警視庁運転免許本部運転者教育課</p> <p>(4) 申請に関する注意事項</p> <p>ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和8年3月16日(月曜日)から配布する。ただし、日曜日及び土曜日並びに東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第10号)第1条第1項に掲げる休日を除く。</p> <p>イ 写真は、申請書に貼り付けること。</p> <p>ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。</p> <p>エ 免許証又は免許情報記録個人番号カード及び教習指導員資格者証を提示すること。</p> <p>7 審査手数料 12850円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例(平成12年東京都条例第99号)別表第2の1の項備考3に規定する額を減額する。</p> <p>8 携行品 (1) 免許証又は免許情報記録個人番号カード (2) 筆記用具(黒色又は青色のボールペン)</p> <p>9 合格証明書の交付</p>	<p>合格者には、規則別記様式第8号の教習指導員審査合格証明書を交付する。</p> <p>10 問合せ先 警視庁運転免許本部運転者教育課 電話 03(3581)4321 内線7251-5276</p> <p>●東京都公安委員会告示第93号 警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。)第2条の規定により次のとおり告示する。 令和8年3月13日 東京都公安委員会 委員長 廣 瀬 道 明 記</p> <p>1 講習の実施期間及び時間 令和8年5月20日(水曜日)から同月22日(金曜日)までの3日間</p> <p>2 講習の実施場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会研修室</p> <p>3 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第2号で定める警備業務(人若しくは車両の雑踏する場所又はこれらの通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務を</p>	<p>いう。以下「2号警備業務」という。)</p> <p>4 講習予定人員 80名</p> <p>5 受講対象者 法第2条第1項に定める警備業務のうち、2号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証(以下「警備員指導教育責任者資格者証」という。)又は規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「警備員指導教育責任者講習修了証明書」という。)の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>(2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者</p> <p>(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの</p> <p>(4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める次の者</p> <p>ア 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員</p>
---	---	--

<p>等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者</p> <p>イ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの</p> <p>6 受講申出の要領</p> <p>受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。</p> <p>なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 受講申出の受付期日 令和8年4月14日（火曜日）及び同月15日（水曜日）の2日間 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03（3837）2160</p> <p>(3) 受講対象者の確定方法 受講対象者のうち70名は、次に掲げる者を優先する。</p> <p>ア 現に東京都内に居住する者</p> <p>イ 現に東京都内に所在する警備業営業所に属する者</p> <p>7 申込手続</p> <p>(1) 受付期間 電話受付予約終了後から令和8年4月30日（木曜</p>	<p>日）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）</p> <p>午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 申込書類</p> <p>ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通</p> <p>イ 2号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証の写し又は警備員指導教育責任者講習修了証明書の写し 1通</p> <p>ウ 前記5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前記5の(1)に該当する者は、2号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p>	<p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(ア) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧1級検定の合格証の写し</p> <p>(イ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>エ 前6の(3)のイ又はイに該当する者は、それぞれに該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前6の(3)のイに該当する者は、本籍又は国籍等の記載のある住民票の写し</p> <p>(イ) 前6の(3)のイに該当する者は、本籍又は国籍等の記載のある住民票の写し及び現に属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書</p> <p>ただし、前6の(3)のイ及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>8 受講料納入手続</p> <p>(1) 受講料納入の受付期間 令和8年5月12日（火曜日）及び同月13日（水曜</p>
---	--	--

日)の2日間

午前9時から午後4時30分まで

(2) 受付場所

台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル

一般社団法人東京都警備業協会

(3) 受講手数料

14,000円

9 問合せ先

(1) 一般社団法人東京都警備業協会

電話 03 (5818) 6070

(2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

電話 03 (3581) 4321 内線30312

規程(交)

●交通局規程第三号

東京都電車、乗合自動車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーと東日本旅客鉄道株式会社鉄道線等との連絡運輸に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月十三日

東京都交通局長 堀 越 弥栄子

東京都電車、乗合自動車、地下高速電車及び

日暮里・舎人ライナーと東日本旅客鉄道株式

会社鉄道線等との連絡運輸に関する規程の一

部を改正する規程

東京都電車、乗合自動車、地下高速電車及び日暮里・舎

人ライナーと東日本旅客鉄道株式会社鉄道線等との連絡運

輸に関する規程(昭和六十三年交通局規程第八号)の一部

を次のように改正する。

第三条第一項第一号の表中「千六百元」を「千七百二十円」に、「八百円」を「八百六十円」に改め、同項第二号の表中「千六百元」を「千七百二十円」に、「八百円」を「八百六十円」に改める。

附則

1 この規程は、令和八年三月十四日から施行する。

2 この規程の施行前に発売した東京フリーきっぷで、この規程の施行の際に効力を有するものは、この規程による改正前の東京都電車、乗合自動車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーと東日本旅客鉄道株式会社鉄道線等との連絡運輸に関する規程第三号第一項第一号の表及び同項第二号の表に規定する有効日に限り、なお使用することができる。ただし、東京都電車、乗合自動車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーと東日本旅客鉄道株式会社鉄道線等との連絡運輸に関する規程第四条の二第一項の規定に基づき旅客が有効日を指定した一日に変更した場合は、当該指定した日に限り、なお使用することができる。

●交通局規程第四号

東京都地下高速電車連絡運輸規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月十三日

東京都交通局長 堀 越 弥栄子

東京都地下高速電車連絡運輸規程の一部を改

正する規程

東京都地下高速電車連絡運輸規程(昭和三十五年交通局規程第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第九の表一の項を次のように改める。

別記様式常備片道乗車券の部第五種西武連絡金額式乗車券類発売機用の項を次のように改める。

第五種 削除

別記様式常備片道乗車券の部第七種連絡特殊割引片道普通乗車券類発売機用の項(七)を次のように改める。

(七) 削除

附則

- この規程は、令和八年三月十四日から施行する。
- この規程の施行前に発売した往復普通乗車券及び団体乗車券で、この規程の施行の際現に効力を有するものは、その有効期間中なお引き続き使用することができる。

●交通局規程第五号

東京都地下高速電車と東京地下鉄株式会社線等との一日乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月十三日

東京都交通局長 堀 越 弥栄子

東京都地下高速電車と東京地下鉄株式会社線等との一日乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程

東京都地下高速電車と東京地下鉄株式会社線等との一日乗車券の発売等に関する規程（平成二十六年交通局規程第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号に次のように加える。

ウ 第十六条第二項に掲げる乗車券情報 発売日から

九十日以内の任意の一日

第五条第一項第一号中「九百円」を「千百円」に改め、

同項第二号中「四百五十円」を「五百五十円」に改める。第六条第一号ア及びイを次のように改める。

ア 大人用

表



裏



イ 小児用

表



備考 裏面は、ア 大人用の裏面に同じ。第六条第二号アの様式表を次のように改める。

表



第六条第三号アの様式表を次のように改める。

表



第八条の見出し中「発売場所」の下に「又は方法」を加え、同条中「定める場所」の下に「又は方法」を加え、同条第一号を次のように改める。

一 第六条第一号の都・メトロ一日乗車券

地下高速電車線の各駅（押上駅、目黒駅、白金台駅、

白金高輪駅及び新宿線新宿駅を除く。)

第八条に次の一号を加える。

八 第十六条第二項の都・メトロ一日乗車券情報

東京地下鉄株式会社が指定する方法

第九条に次の一項を加える。

4 前条第八号に定める方法において発売する都・メトロ

一日乗車券の払戻しは行わない。

第十条中「一箇月」を「一箇年」に改める。

第十六条を第二十一条とし、第十五条の次に次の五条を

加える。

(二次元コード乗車の取扱い)

第十六条 二次元コード乗車とは、東京都交通局(以下

「当局」という。)が管理するサーバ上に識別番号が記

録された二次元コードをスマートフォン等の携帯情報端

末等(以下「携帯情報端末等」という。)に表示させて

行う乗車をいう。

2 二次元コード乗車においては、二次元コード及び携帯

情報端末等に表示される乗車券情報を乗車券とみなして

取り扱う。

(乗車券情報の提示)

第十七条 旅客は、係員から携帯情報端末等に表示される

乗車券情報の提示を求められた場合は、その場で提示し

なければならない。

2 旅客は、旅行開始後に第一項に規定する乗車券情報の

提示を求められたにもかかわらず、旅客の責に帰すべき

事由により携帯情報端末等に表示される乗車券情報を提

示できなかつた場合は、既に乗車した区間について乗車

区間分の運賃を支払わなければならない。

(二次元コード乗車の方法及び制限事項)

第十八条 二次元コード乗車を行うときは、旅客は旅客営

業規程第六十六条に規定する改札を受けなければならない

い。ただし、二次元コード乗車に対応する改札機等(以

下「対応改札機等」という。)の故障、停電、システム

障害等により、乗降に必要な処理ができないときは、係

員の改札を受けて入出場をすることができる。

2 入場時に使用した二次元コードを出場時に使用しなかつた

場合に、当該二次元コードで再び入場することはできな

い。

(二次元コード乗車が無効となる場合)

第十九条 二次元コード乗車は、次の各号のいずれかに該

当する場合は、これを無効とする。

一 係員の承諾なく対応改札機等による改札を受けずに

入出場したとき。

二 使用資格、氏名、生年月日、性別、電話番号等を偽

つて入手した二次元コードを使用したとき。

三 偽造、変造又は不正に作成された二次元コードを使

用したとき。

四 旅客の故意又は重大な過失により、二次元コードが

障害状態になったと認められるとき。

五 旅客営業規程第六十一条に定める乗車券が無効とな

る事項に該当するとき。

六 この規程に基づかない利用をしたとき。

七 その他不正に利用したと認められるとき。

(免責事項)

第二十条 二次元コード乗車について、東京地下鉄株式会

社及び東京地下鉄株式会社が発売に際して提携する事業

者(以下「提携先事業者等」という。)に起因する旅客

の損害又は提携先事業者等のサービス機能に関わる旅客

の損害については、当局はその責めを負わない。

2 携帯電話網の通信障害等により、乗車券の購入、払戻

し等が取り扱えない場合に生じた損害については、当局

はその責めを負わない。

3 携帯情報端末等又はこれらを動作させるために必要な

アプリケーションの故障等により、乗車券の購入、払戻

し等が取り扱えない場合に生じた損害については、当局

はその責めを負わない。

4 携帯情報端末等を使用するためのソフトウェア又はア

プリケーションの更新等により、二次元コード乗車のサ

ービスが利用できなくなった場合に生じた損害その他の

不利益については、当局はその責めを負わない。

附 則

1 この規程は、令和八年三月十四日から施行する。ただ

し、第二条第一項第一号ウ、第八条第八号、第九条第四

項及び第十六条から第二十条までの改正規定は、令和八

年三月二十五日から施行する。

2 この規程の施行前に発売した都・メトロ一日乗車券で、

この規程の施行の際現に効力を有するものは、この規程

による改正前の東京都地下高速電車と東京地下鉄株式会

社線等との一日乗車券の発売等に関する規程第二条第一

号アに規定する有効日に限り、なお使用することができ

る。